

31.長崎卸団地地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 (第 4 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
長崎卸団地地区	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅若しくは寄宿舍 (国若しくは地方公共団体若しくはこれらが設立した団体が建築するもの若しくは区域内に事業所等を有する企業等が福利厚生を目的として建築するもの又は認知症高齢者グループホームを除く。) 又は下宿</p> <p>(3) 学校 (幼稚園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場</p> <p>(11) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(12) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p> <p>(13) 次に掲げる事業の用に供する工場</p> <p>ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>イ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ウ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>(14) 危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物で、令第130条の9第1項の表商業地域の欄に掲げる数量を超える数量の危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの</p>

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 (第 7 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
長崎卸団地地区	300 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
長崎卸団地地区	0.5メートル (道路に面する敷地境界線にあつては2メートル)	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) ごみステーション

別表第 7 . 高さの最高限度 (第 9 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
長崎卸団地地区	20 メートル